平成２３年（フ）第５２号
広島市東区戸坂桜上町10番７号
債務者　皆越　千秋
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　明彦
4　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５号
広島市安佐北区狩留家町3488番地１
債務者　谷口　栄治
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邊　　尚
4　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６８号
宮崎市大塚台西３丁目51番地35
債務者　畑　　宏明
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　破産債権の届出期間　平成23年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７号
北海道室蘭市八丁平１丁目13番29号
債務者　棟方　厚子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　唯彦
4　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
5　一般調査期間　平成23年４月11日から平成23年４月22日まで
6　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４０号
愛知県稲沢市正明寺１丁目18番27号　レジデンス国府宮101
債務者　工藤　隆美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４１６号
山形県天童市東本町３丁目２番46―１号　ルミエル天童203号
債務者　信夫　厚子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
山形県最上郡舟形町長沢230番地、住民票上の住所山形県上山市四ツ谷２丁目２番43号
債務者　三浦　豪志
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
山形市鉄砲町２丁目13番５号、前住所神奈川県川崎市麻生区黒川821番地１　京王若葉台グループ寮314
債務者　鈴木　陽介
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
山形市薬師町２丁目19番５―808号　山形市営薬師町住宅
債務者　稲村　道夫
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目32番23号
債務者　貴島　博重
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
函館市東山２丁目58番17号
債務者　佐藤　孝史
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５８６号
函館市富岡町２丁目33番８―202号
債務者　工藤佐千子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第６号
宮城県登米市中田町上沼字弥勒寺宿157番地４
債務者　船迫　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２１９号
岐阜県大垣市南市橋町190番地
債務者　山田隆太郎
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第８号
岐阜県海津市南濃町吉田963番地
債務者　川合　利王
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１２号
岐阜県海津市南濃町羽沢523番地
債務者　山内　貴永
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係